

# 平和中島財団 2021 年度留学生奨学生の募集

## 【応募資格】

- ・ 2021 年 4 月に正規生である者
- ・ 2021 年度に他の奨学金を受給予定でない者

## 【月額】

- ・ 学部生…10 万円
- ・ 大学院生…10 万円

## 【推薦人数】

- ・ 学部生…1 名
- ・ 大学院生…1 名

**\* 学業成績等による学内選考を行います**

**(面接予定日：10月1日、2日、5日)**

**【募集締切】 9 月 28 日 (月) 14 時まで**

## 【提出先】

大津地区：学生センター 学生就職支援係  
彦根地区：国際交流課 (研究棟 3 階)

公益財団法人 平和中島財団  
(中島健吉記念奨学金)

2021(令和3)年度 外国人留学生奨学生募集要項

1. 趣旨  
日本の大学に在籍する私費留学生で、学業、人物ともに優秀であり、経済的援助を必要とする者に対し奨学援助を行う。
2. 応募資格  
次の条件をすべて満たす者  
(1) 応募時に日本の大学に在籍する外国籍を有する学生で、2021年4月に応募時と同じ大学の正規課程に在籍予定の者  
(2) 在留資格が「留学」である者  
(注) ① 最短修業年限を超える者は対象外とする。  
② 本財団の奨学金を受けたことがある者は対象外とする。
3. 募集人数  
学部学生(2021年4月に学部学生である者) : 40名  
大学院学生(2021年4月に大学院学生である者) : 40名
4. 奨学金  
学部学生 : 月額10万円  
大学院学生 : 月額10万円  
原則として3か月ごとに、本人名義の銀行口座に振込む。  
(注) 他の奨学金・助成金との併給は認めない(月額3万円以下は可)。
5. 支給期間  
2021年4月から2022年3月までの1年間
6. 応募書類  
(1) 奨学金申込書  
(2) 指導教員の推薦書  
(3) 履歴書  
(4) 身上書  
(5) 成績証明書  

}	財団所定の用紙(コピー可) (1)(3)(4)は本人が日本語で記入すること。
---	-------------------------------------------

  

}	学部学生に応募する者・・・現課程及び母国における最終校のもの 大学院学生に応募する者 応募時に学部4年次の者・・・現課程及び母国における最終校のもの 応募時に修士課程の者・・・現課程及び学部のもの 応募時に博士課程の者・・・現課程、修士課程及び学部のもの (注) 修士課程、博士課程の者で、現課程のものが提出できない場合は、その理由書を添付すること。
---	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------
7. 募集期間  
2020年9月1日～10月31日 (10月末日の消印有効)
8. 応募書類の提出方法  
(1) 応募者は、在籍大学に申し込む。  
(注) 個人応募は認めない。  
(2) 大学は応募者の中から学部学生及び大学院学生各1名を財団に推薦する。(郵送に限る。)  
(注) ① 推薦にあたっては、応募資格、応募書類の確認を行うこと。  
② 応募書類には、大学推薦であることがわかる送付状を添付すること。  
③ 提出された応募書類は、返却しない。

9. 選考の方法  
財団では大学から推薦された候補者のうちから書類により選考する。  
選考は、選考委員会の選考を経て、理事長が決定する。
10. 採否の通知  
採否の通知は、大学に対し2021年3月中に行う。  
(注) 個人の問い合わせには応じない。
11. 応募書類の提出先  
〒107-6033 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル33階  
公益財団法人 平和中島財団 外国人留学生係
12. 募集についての問い合わせ  
事務局 外国人留学生係(月～金 11:00～15:00)  
TEL 03-5570-5261(代表)
13. 個人情報の取扱い  
(1) 本財団は、個人情報を法令に従い適正に取扱います。  
(2) 採用者については、応募書類に記入された個人情報を本財団の事業の概要、広報誌に掲載します。  
(3) 不採用者の応募書類は、一定期間財団で保管した後、廃棄処分します。

◇ 留意事項 ◇

1. 奨学生の義務  
(1) 誓約書の提出  
(2) 在学証明書の提出  
(3) 生活状況報告書の提出: 3か月ごと(年間4回)  
(4) 成績証明書の提出: 每学期終了後
2. 奨学金支給の終了  
次のいずれかに該当するときは、奨学金の支給を終了する。  
(1) 「奨学生の義務」を怠ったとき  
(2) 在留資格が「留学」でなくなったとき  
(3) 在学する大学において学籍を失ったとき  
(4) 休学したとき  
(5) 留学(交換留学等)したとき  
(6) 他大学に進学・転学したとき  
(7) 病気その他の事由により成業の見込みがないとき  
(8) 理由なく長期にわたって欠席したとき  
(9) 応募書類の記載内容に虚偽があったとき  
(10) その他、奨学生として適当でない事実があったとき

最近の採用状況

(単位:人)

	2018年度		2019年度		2020年度	
	応募	採用	応募	採用	応募	採用
学部	301	40	312	40	340	40
大学院	276	40	256	40	270	40